申し込み時の必要事項

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども） ② 住所（郵便番号も） ③ 氏名（ふりがな） ④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも） ⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合） ※申し込みは1人（1組）1通です

未婚者の集い

内 障がいのある方々の結婚を目的とした出会いの会。障がいのない方も参加可。
日 3月8日(日)11時～14時。
所 ホテルライフォート（中央区南10西1）。
対 20歳～59歳で、自力生活が可能な未婚の方。男女各25人。
¥ 2千500円。
申 はがき、☎、FAX。**上欄必要事項**と生年月日、職業、障がいのある方は障がい名を記入し、2月23日(月)（必着）まで。（抽選）。2月27日(金)以降の取り消しは、費用を全額負担。
申込先 問 身体障害者福祉協会（〒063-0802西区二十四軒2の6）☎(641)8853、FAX(641)8966

ひとり親家庭向け就職説明会

内 24社参加。生活や就職に関するセミナーや相談コーナー、託児あり。
日 3月7日(土)11時～16時。
所 sapporo55ビル（中央区北5西5）。
対 母子・父子家庭の親と寡婦（以前母子家庭の母だった方）。
問 子育て支援課☎(211)2988

特別児童扶養手当の手続きを

重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。ただし、児童福祉施設に入所している場合は支給されません。

また、所得が限度額を超える方は支給が停止されます。受給要件に該当しなくなった場合は届け出が必要です、届け出が遅れた場合、手当を返していただくことがあります。

問 区役所（1ページ）の保健福祉課

特別障害者手当・障害児福祉手当の手続きを

所得が限度額を超える方は支給が停止されます。

＜特別障害者手当＞

著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。施設などに入所している場合や、病院に3カ月以上入院している場合は支給されません。

＜障害児福祉手当＞

重度の障がいのために日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。施設などに入所している場合や障害年金などの給付を受けることができる場合は支給されません。

問 区役所（1ページ）の保健福祉課

家庭医学講座

内 乳房再建。個人相談あり。
日 3月7日(土)13時30分。
所 医師会館（中央区大通西19）。
問 健康企画課☎(622)5151

精神療養講座

内 精神障がい者への配慮。
日 2月21日(土)14時～16時。
所 WEST19（中央区大通西19）。
問 市コールセンター☎(222)4894

こころの健康づくり講演会

内 宇宙飛行士の山崎直子氏が命の大切さなどを講演。
日 3月7日(土)14時～16時。
所 定 WEST19（中央区大通西19）。300人。
申 ☎、FAX。**上欄必要事項**と手話通訳の要否を記入し、2月11日(祝)から市コールセンター（1ページ）へ。（先着）。HP
問 こころのセンター☎(622)0556

税金

＜市・道民税（住民税）の申告＞

平成26年中に収入のあった方が対象です。給与または年金所得者で、源泉徴収票に記載のない扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などを受ける場合も申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされた方は不要です。また、1月1日現在、市外在住の方が、家族が住むための住居を市内に有する場合や、居住区とは別の区に個人事業を行うための事務所を有する場合などは、均等割額を負担していただきますので、該当の方は申告してください。

日 所 区民のページ（厚別・豊平・清田区は1月号）をご覧ください。

問 市税事務所（**左表**）の市民税課

■市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		納税課	市民税課	固定資産税課
中央区	中央（中央区北2東4サッポロファクトリー2条館）	211-3913	211-3914	211-3918
北・東区	北部（中央区北4西5アスティ45）	207-3913	207-3914	207-3918
白石・厚別区	東部（厚別区大谷地東2交通局庁舎）	802-3913	802-3914	802-3918
豊平・清田・南区	南部（豊平区平岸5の8イースト平岸）	824-3913	824-3914	824-3918
西・手稲区	西部（西区琴似3の1コトニ3・1ビル）	618-3913	618-3914	618-3918

＜確定申告はお早めに＞

所得税の確定申告の受け付け開始は2月16日(月)、申告期限は3月16日(月)です。また、消費税（個人事業者）は3月31日(火)が申告期限です。

土・日曜、祝日は、申告の相談・受け付けを行っていませんが、2月22日(日)、3月1日(日)に限り、北・東・南・西税務署で実施します。

問 各税務署、HP

＜市税滞納者整理強化週間＞

夜間・休日に行う電話や訪問による納税催告を強化します。期間中は市税事務所に夜間・休日の納税相談窓口を開設しています。

日 3月2日(月)～6日(金)20時まで。7日(土)、8日(日)9時～16時。

問 納税指導課☎(211)2292

＜インターネット公売＞

内 差し押さえた不動産を売却。
申込期間 2月17日(火)～27日(金)。
入札期間 3月6日(金)～13日(金)。
問 納税指導課☎(211)2292、HP

保険・年金

国民健康保険

＜保険料の減免＞

失業などで、平成26年1月～12月の所得が25年に比べて大きく減少し、保険料の納付が困難な方は、申請により減免される場合がありますので、お問い合わせください。

問 区役所（1ページ）の保険年金課

介護保険制度改正の説明会

内 来年度からの介護保険の制度改正についての説明会。
日 ①3月15日(日)、②16日(月)。いずれも10時～11時30分。
所 ①はアスティ45（中央区北4西5）、②は市役所12階会議室。